

ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は
☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ

Jアラートの全国一斉情報伝達試験が実施されます

地震や武力攻撃等の発生に備え、国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。Jアラートは、地震・武力攻撃等の緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害とお間違えのないよう、ご注意ください。

※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。

日時 5月18日(水) 午前11時

通知先 防災行政無線(広報塔)、市ホームページ(トップページ)、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール

放送・通知内容
(チャイム)「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)
(「こちらは、ぼうさいひだかです」(チャイム)

問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

ごみゼロの日・クリーン日高市民運動および道路美化活動

市では、5月29日(日)に「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動の日」として、市内一斉に清掃活動を行います。ごみゼロ運動は、快適な生活環境を維持するため、市内の各団体のご協力をいただき、地域全体の美化清掃を行うものです。住んでいる地区や公園、河川、道路などの清掃活動を通じ、清潔感あふれるまちづくりを進めましょう。

なお、当日ご協力いただける団体を募集していますので、左記へご連絡ください。

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当



民生委員・児童委員の活動にご協力を

民生委員・児童委員は、地域の人の相談・援助を行えるよう、活動の基礎となる情報の収集を行っています。民生委員・児童委員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

なお、民生委員・児童委員は守秘義務があり、職務上知り得た事項の秘密は固く守ります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

生活福祉課地域福祉担当
(1階⑥番窓口)



埼玉県コバトン健康マイレージ

専用の歩数計をつけてウォーキングすると、歩数によりポイントが貯まり、

お助けかわらばん
増加しています!
不用品の訪問買い取りトラブル

不用品を何でも買い取ります
古い着物を買い取りませんか...

ポイント! これなのよ
ほかに貴金属や宝石はありませんか~

まとめて買い取ります
古い指輪なら...
本当じゃないですか!?

その後
指輪は売れなくなかった...
返して~!

©埼玉県消費生活課

消費者ホットライン

☎188
問い合わせ
日高市消費生活相談センター
☎989-2111

5月5日から11日まで「児童福祉週間」

「児童福祉週間」は、児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福



抽選で景品が当たります。楽しく歩いてポイントを貯め、健康づくりに取り組みましょう。

対象 18歳以上の市内在住の人数 先着100人

申し込み 5月16日(月)午前9時以降に、電話で左記へ
※すでに事業に参加している人は、改めて手続きをする必要はありません。

問い合わせ 保健相談センター
☎9855-5122

社に対する理解と認識を深めることを目的として、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、厚生労働省等が中心となり全国的に実施されてきました。

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など大きく変化しているため、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりが重要です。

令和4年度児童福祉週間標語
「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

この作品は、令和3年8月1日から9月30日まで全国公募を実施し、4299点の応募の中から選定されました。

児童福祉の理念
全ての子どもは、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利

ね・ん・き・ん
ミニ知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳になったら、学生の皆さんも必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。しかし、学生本人の所得が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される制度「学生納付特例制度」があります。



対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する学生等で、本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である人

○128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等

申請手続き 学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。希望する人は、毎年度申請が必要です。

※令和3年度に学生納付特例が承認された人で4年度も在学予定の人は、4月初めから5月中旬ごろまでに、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。申請の継続を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください(学生証等の添付は不要)。

申請場所 保険年金課国民年金・医療費担当または各出張所

保険料の追納

この特例が承認された期間が、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること(追納)ができます。就職などで収入が得られるようになったときには、将来の年金額を増やすためにも追納することをお勧めします。

持ち物 「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証等)とマイナンバー(個人番号)通知カード」、学生証または在学証明書(原本)

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先される。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)



生涯学習まちづくり出前講座

生涯学習まちづくり出前講座は、豊かな知識や優れた技能を持つ公募により登録された市民と市職員などが講師となり、皆さんの知りたいことや聞きたいことなどをお届けしています。

出前講座は、「市民編」「市民講師」、「行政編」「市職員など」があります。希望の講座がありましたら、左記へお申し込みください。メニューの一覧は各公民館、図書館、左記にあります。

また、市民の皆さんの専門的な知識や経験を生かし、ボランティアとして活動できる講師を募集しています。どのような分野でも、登録いただける人は左記へご連絡ください。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当